

主な記事

- 個人住民税における定額減税 2面
- e-Taxソフトの機能を一部制限 2面
- インボイスで立替金精算の動画 3面
- 宿泊税導入打ち出す自治体相次ぐ 3面

二地域居住を促進の改正法案を提出

政府が2月9日に広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正案を国会に提出した。今回の改正は二地域居住(4面に「今週のことば」)促進のための市町村計画制度の創設や二地域居住者に住まい・なりわい・コミュニティを提供する活動に取り組む法人の指定制度の創設など二地域居住を促進するための仕組みの創設が柱だ。ただ、二地域居住を促進していくのであれば、いずれは居住する二つの地域に対して、どのように納税をするのかといったことも検討すべき課題となっている。

家屋敷課税は対象者の補正に難点

過去に総務省の検討会で議論

改正法案が提出される前に市町村内に住所を有する個人に対し、住居の自治体が均等割と所得割を課す。このうち、所得割(道府県民税が4%、市町村民税が6%)は住所地の税が6%、は住所地のみで課すものとなっており、他方で自治体内に住所を有しない(非住所)の個人であっても、自治体内に事務所、事業所または家屋敷を有する者は、個人住民税均等割の納税義務を負う。いわゆる「家屋敷課税」と呼ばれるもので、税額は道府県民税が年額1500円、市町村民税が同3

500円となる。この家屋敷課税を巡っては、令和3年度当初課税での納税義務者数が21万8844人、税収額(推計)が約12億円となっているが、対象者の捕捉方法が限られ、適切に課税しきれていないかどうかが疑問を呈する声もある。二地域居住を行う者の個人住民税の負担のあり方については、総務省の個人住民税検討会が4年度に検討を行っており、同年度の報告書で「まずは、『二地域居住』を定義した上で、その実態を把握する必要がある」と指摘している。

地方税が公益原則を重視する以上、二地域居住を今後も促進していくのであれば、こうした問題にもいずれは本格的に対応していく必要がある」と指摘している。

また、国税庁は同日、給与支払者向け所得税定額減税コールセンターを開設した。同コールセンターでは、所得税の定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的な質問や相談を受け付けている。電話番号は、0570-02-4562。受付時間は平日の午前9時から午後5時まで。全国一律の料金がかかる。

前記の電話番号については、03-6626-2067(通常電話料金)でも可。所轄税務署の代表電話番号に電話し、音声ガイダンスに沿って「4」を選択した場合もコールセンターにつながる。

個人住民税の負担のあり方に課題

改正法案が提出される前に市町村内に住所を有する個人に対し、住居の自治体が均等割と所得割を課す。このうち、所得割(道府県民税が4%、市町村民税が6%)は住所地の税が6%、は住所地のみで課すものとなっており、他方で自治体内に住所を有しない(非住所)の個人であっても、自治体内に事務所、事業所または家屋敷を有する者は、個人住民税均等割の納税義務を負う。いわゆる「家屋敷課税」と呼ばれるもので、税額は道府県民税が年額1500円、市町村民税が同3

説明会の開催日程など公表

定額減税コールセンターも開設

国税庁は1日、3月1日から5月までの間、下旬から5月までの間に税務署等で開催する給与支払者向け定額減税説明会の詳細や開催日程等を公表した。参加費用は無料だが、参加に当たり事前申込が必要となる。

国税庁LINE公式

オンライン上の通帳等で保存可能

ネットバンキングに係るデータ保存に電帳法の問答に1問追加

国税庁は2月20日、電子帳簿保存法に関する「お問合せの多いご質問」に新たな問答を1問追加した。追加された問答は、電子取引データの保存に関連して、インターネットバンキングを利用した場合、金融機関のオンライン上の通帳や入出金明細等による保存も可能かどうかというもので、オンライン上の通帳等による保存も可能と回答している。

電帳法に基づけば、または印刷機能等によってPDFファイルを作成するなどの方法に

より保存することとされている(電子帳簿保存法一問一答「電子取引関係」問9参照)。

追加問答では、このほか、金融機関のオンライン上の通帳等による保存も可能なことが明らかになった。この場合、1件の振込等で振込先が複数あるときは、各振込先・振込金額を確認できる書類等の保存が必要となる。また、オンライン上

要件を満たしていることやオンライン上の通帳等のデータが各税法に定められた保存期間が満了するまでオンライン上で確認が随時可能な状態であることが必要になる。

今の顧問報酬は適正額ですか?

タイムチャーシ

顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月(5名様より)

SOUCHI 創知株式会社

www.souchi.jp

中村慈美・松岡章夫・秋山友宏・渡邊正則 共著
▼A5判・380頁・定価2530円(税込)

令和6年度 税制改正早わかり

令和6年度の税制改正について、いち早く国税局地方税の主要項目を解説。渡邊定義 編著/田作有司郎・中西徹 共著
▼A5判・410頁・定価2970円(税込)

二訂版 名義財産をめぐる税務

裁判例裁決の結論から国税のプログラ読み解く判断要素・名義財産及び重加算税の裁判例裁決例について分析。名義財産に関する事例をQ&Aで解説し、重加算税事例を重点的に解説。松岡章夫・山岡美樹 共著
▼A5判・770頁・定価3300円(税込)

令和6年版 相続税 小規模宅地等の特例

241問のQ&Aにより、本特例の適用可否について分かりやすく解説。小野 徹 編
▼A5判・720頁・定価3740円(税込)

令和6年版 土地評価の実務

土地等の評価実務が容易に理解できる、スタンダードな基本書。森口祥司 編著
▼A5判・1360頁・定価5830円(税込)

令和6年版 国税徴収法基本通達逐条解説

前版(令和3年1月刊)以降の改正事項を織り込んだ最新版。坂野上満 著
▼A5判・250頁・定価2310円(税込)

法人契約の生命保険で失敗しないためのポイント

法人の生命保険の仕組みと処理について理解への早道となる一冊。小林磨寿美・佐藤増彦・濱田康宏・大野貴史 共著
▼A5判・430頁・定価2420円(税込)

改訂5版 個人間利益移転の税務

前版(令和3年11月刊)以降の改正等に対応した改訂5版。大蔵財務協会 編
▼A5判・180頁・定価2640円(税込)

令和5年4月6日 裁判事例集 第131集

令和5年4月から6月までの公表裁判事例を収録。※バックナンバーあり。大蔵財務協会 編
▼A5判・560頁・2200円(税込)

令和6年 公認会計士試験用 参考法令基準集

(企業法)(会計学)(租税法)(監査論)

▼A5判940頁・3400円(税込)
▼A5判560頁・2200円(税込)
▼A5判460頁・2000円(税込)
▼A5判820頁・2300円(税込)

受験者必携!

書店で品切れの節は直接当協会へお申し込み下さい

TEL03(3829)4141(代) FAX03(3829)4001
「国税速報データベース」の「税のしるべ電子版」、アクセスは、次のアドレスで! <http://www.zaikeyo.or.jp>

自社で立替金精算書明細書の作成可

取引先の確認を受け仕入税額控除

国税庁は2月19日、同庁ホームページにおいて、インボイス対応で問い合わせの多いものとして、E-Tax対応の立替金精算書の動画などを公表した(2月26日号1面参照)。

立替金精算書の動画では、取引先に経費を立替払いしてもらった場合の立替金精算書について、取引先から交付を受けるのではなく、自社で立替金精算書の内容を記載した「明細書」を作成し、取引先に確認を受けることで、仕入税額控除が可能としている。また、立替金精算書のみの保存で仕入税額控除ができる場合は、同明細書のみの保存でも仕入税額控除ができるとしている。

「連絡なければ確認済み」の記載も可

取引先に経費を立替ることを明確にする必要が困難な場合、取引先名の宛名のインボイスの保存では、取引先名に「連絡なければ確認済み」と記載する。ただし、立替えを受けた者に交付するインボイスのコピーが大量にある場合、取引先が作成した立替金精算書により、立替払いを行った取引先が、コピーを交

宿泊税の導入方針を打ち出す自治体が相次いでいる

現在、導入を検討している自治体は、都道府県では北海道や沖縄県など、市町村では仙台市や熊本市など、あわせて30以上に上るとされる。また、すでに導入済みの自治体でも税率等の引上げを検討しているところがある。こうした中、経済三団体のひとつである経済同友会が1日、宿泊税を全国的に広く展開すべく、地方税法上の「法定目的税」として新たに導入すべきとする提言を公表し、

宿泊税の導入を打ち出す自治体が相次ぐ

宿泊税は、観光の振興を図る施策に要する費用を充てることを目的に東京都が地方税法に定めはたないものの、条例で定めることができる「法定外目的税」として平成14年に国内で初めて導入した。その後、同様の目的で導入する自治体が徐々に増えていたものの、初導入から20年以上を経過した昨年4月1日時点でその数は9(1都1府1県5市1町)にとどまっていた。それが、ここに来て導入を目指す自治体が急激に増

えた理由の一つとして、オンライン予約の問題がある。コロナ禍が明け、国内外を問わず急速に人の行き来が増えたことで、観光業は、観光振興を支える特定財源を確保し、観光振興への投資を促す。法定目的税化に言をまとめた。税額等については、現在多くの自治体で採用している定額税のままで水準が低いといわざるを得ず、法定目的税化に

経済同友会は「法定目的税」化を提言

税率は宿泊代金の3%以上を求める

地景観等が悪化するオーバートリズムの弊害が顕著となった。その抑制や景観等の維持に充てる財源の確保のため、各地で宿泊税を導入すべきとの声が高まっている。これを導入すべきとする提言を公表した。当たっては定率制を採用し、宿泊代金の3%以上の税率設定が適切だとした。提言では、例えばデイズ二・ワールドなどのある米フロリダ州オレンジ郡

立替金精算書には、仕入先がインボイス発行事業者か否か、適用税率ごとの区分など、仕入税額控除に必要な事項を記載しなければならぬ。

動画では、この立替金精算書について、「普通通にも使えるものなの

か」「インボイスの交付義務は知っているけど、立替金精算書?」といった疑問に対し、「自分で立替金精算書を作成して取引先の確認を受ければよい」としている。

そして、普通の立替金精算書のパターンとして、①他社宛のインボイスを受領する、②立替金精算書の内容を記載した明細書を、立替払いを行った者に交付する、③その内容の確認を受け、それらを保存することで仕入税

額控除が可能とした。取引先がインボイスを交付することが困難なときで、立替金精算書のみの保存で仕入税額控除ができる場合は、同明細書のみの保存でも仕入税額控除が可能としている。

また、同明細書の確認については、「一定期間内にご連絡いただけない場合、確認済みとします」といった文言を記載することで、仮に明示的な連絡がなくても、確認済みとしてよいとしている。

訂前の法人事業概況説明書を利用する者については、改訂後の法人事業概況説明書に読み替え、入力する必要があるので、注意を呼びかけている。

例として、6年1月決算法人が、6年3月29日に申告した場合、

「5 PC利用状況」欄の(7)について、改訂前の法人事業概況説明書では「データの保存先」を記載するが、改訂後の法人事業概況説明書では「電帳法適用状況」になっているため、図のように読み替えて入力してくださいとしている。

また、インボイス制度の開始に伴い、6年3月1日以後終了事業年度等分より使用する勘定科目内訳明細書の様式の改訂についても示されている。

e-Tax 法人事業概況説明書の改訂で要注意

今年25日以降に5年4月以後終了事業年度等分の申告

国税庁は4日、令和6年3月25日以降に、5年4月1日以後終了事業年度等分の法人税申告を行う者へのお知らせの様式が改訂されることに伴い(2月12日号1面参照)、法人事業概況説明書及び勘定科目内訳明細書について、e-Taxでは、6

【例】令和6年1月決算法人が、令和6年3月29日に申告した場合

(7)電帳法適用状況	優良	一般	スキナ
------------	----	----	-----

記載内容：(7)電帳法適用状況： 優良 一般 スキナ

読み替え：(7)データの保存先： クラウド 外部記録媒体 PCサーバ

MARUTA

新しい物流サービスを創造していく service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151

〒467-0856
愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に



愛知ヨーグ株式会社

本社・工場 愛知県小牧市大字間々原新田中島500 ☎0568-77-3141
名古屋センター 名古屋市中区東区よもぎ台1-1101 ☎052-773-4911
小牧センター 愛知県小牧市大字間々原新田中島500 ☎0568-71-4911
四日市営業所 三重県四日市市日永東2-1871 ☎059-347-4911
三河センター 愛知県豊川市小坂井町宮下77-1 ☎0533-95-4911
福岡営業所 福岡県大野城市御笠川3-4-15 ☎092-503-2151
熊本営業所 熊本市南区日吉2-1-41 ☎096-357-4911
鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市小野3-1192-9 ☎099-229-4911
北陸営業所 石川県金沢市千木1-8-5 ☎076-257-3565
関東営業所 東京都千代田区神田鍛冶町3-7-21 ☎03-3526-3141
岐阜営業所 岐阜県瑞穂市野白新田31-7 ☎058-260-4911
京都営業所 大阪府茨木市横江1-2-15 ☎072-634-4911

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役社長 澤田 栄一
本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL：058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

日本標準産業分類が10年ぶりに改定

4月施行 類似業種株価等通達に影響も

日本の経済活動を産業別に分類している統計基準である総務省の「日本標準産業分類」が10年ぶりに改定され、令和6年4月1日から施行される。コロナ禍を背景とした産業動向や脱炭素の取組みなどを把握するための分類項目が新設され、制度改正に対応した分類項目の設定が行われる。前回の平成26年4月の改定では、日本標準産業分類に基づいて区分されている類似業種株価等通達の業種目も見直されている。

格店」が新設される。また、制度改正に対応した分類項目として、「発電業」「送配電業」「介護医療院」「醸造酒類製造業」などが設定されている。日本標準産業分類の改定に伴い、4月から一部の事業分野における経営力向上計画の申請先省庁も変更される。例えば、これまで「他に分類されないその他の事業サービス業」に分類されていた「レッカー・ロードサービス業」は、今回の改定に伴い「道路サービス業」の業態別小売業の動向把握として「百貨店」「総合スーパー」「均一価格店」が新設される。そのほか、脱炭素の取り組みの把握として「電気・電熱装置製造業」、災害や事故への対応など公共的な役割の把握として「レッカー・ロードサービス業」は、今回の改定に伴い「道路サービス業」の業態別小売業の動向把握として「百貨店」「総合スーパー」「均一価格店」が新設される。そのほか、脱炭素の取り組みの把握として「電気・電熱装置製造業」、災害や事故への対応など公共的な役割の把握として「レッカー・ロードサービス業」は、今回の改定に伴い「道路サービス業」の業態別小売業の動向把握として「百貨店」「総合スーパー」「均一価格店」が新設される。

76%で雇用者増の見通し

内閣府 企業行動でアンケート実施

内閣府は2月29日、「令和5年度企業行動に関するアンケート調査」の結果を公表した。これは、企業が今後の景気や業界需要の動向をどのように見通しているかについて、どのように行動しようとしているかについて継続的に調査を行っている、企業活動の面から

「令和6年度の実績」と「今後5年間の実質成長率の見通し」は、いずれも1.3%（前年度調査は、いずれも1.3%）で、「6年（いずれも1.2%）」で、「今後3年間」と「今後5年間の各目録成長率の見通し」は、1.7%だった。

また、「今後3年間」と「今後5年間の各目録成長率の見通し」は、いずれも2.1%（いずれも同1.6%）。同府は、「次年度、今後3年間、今後5年間の各目録成長率見通し」は63.4%で、海外に生産拠点を置く主な理由については、「現地・進出先近隣の需要が旺盛」が35.9%と最も多かった。

「今後3年間に雇用者を増やす見通しの企業の割合」は75.8%（同73.6%）で、製造業が73.8%（同68.8%）、非製造業が77.4%（同77.4%）だった。業種別に見ると、製造業が「精密機器」(89.5%)、「化学」(83.7%)、非製造業が「倉庫・運輸関連業」(100%)、「保険業」(100%)と高い割合となっている。

このほか、「海外現地で、回答率43.3%と地生産を行う企業の割合」は、回答率43.3%と地生産を行う企業の割合となっている。

産省では今月1日にこれらの情報を公表している。日本標準産業分類の改定は、類似業種株価計算上の業種目及び業種目別株価等について（法令解釈通達）で定められている。この類似業種株価等通達の業種目及び標本会社の業種目は、原則として、日本標準産業分類に基づいて区分されている。

今週のことば

かつては、都市住民が本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等での定期的・反復的に滞在すること等により、当該社会と一定の関係をもちつつ、都市の住居に加え、生活拠点をもちつこと（平成16年度国土施策創発調査）と定義づけられていた。

二地域居住

向けて二地域居住等施策推進ガイドライン」によれば、近年のライフスタイルの変化や新型コロナウイルスの感染拡大を受けた新たな生活様式（テレワーク等）の推進に伴い、二地域居住を取り巻く環境も変わり始めているという。このため、国土交通省も最近では二地域居住を主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点ホテル等も含む）を設ける暮らし方と捉え、三拠点以上のものも含めた「二地域居住等」という用語を使用している。

着眼大局

＜84＞

本紙2月12日号で世界・日本の人口減少・少子化の姿、それは女性の教育水準上昇による晩婚化、未婚率増、合計特殊出生率低下によること、並びに、異次元と称する政府の少子化対策について述べたが、日本の現状についてもう少し考えてみたい。

人口が減少すれば女性の数も減る。したがって、出生数も減り、人口はさらに減少する。減りだした人口をどこかの時点で維持、さらに、増加に転ずるには世の中の流れの変化、そして、

少子化、人口減を考える(続)

それなりの時間を必要とする。また、近時の長寿化は高齢者の増大をもたらす。我が国では、すでに高齢者数は現役層の5割だが、2080年代には8割程度（ほぼ日本人2人に1人が高齢者）になると予測される（国立社会保障・人口問題研究所）。少子化による人口減少と高齢化は、労働力不足、成長率の低下、地方の過疎化、災害復旧の困難化、社会保障のあり方はじめ様々な問題を伴い、それに応じた対応が必要となる。少子化の流れを変えることは重要であり、難しい問題である。

先回、日本の合計特殊出生率は2022年で1.26と世界でも極めて低い水準にあると述べたが、結婚した夫婦の出生率は1.90（2021年）で、人口維持に必要とされる2.06に近い。合計特殊出生率を低くしているのは生涯未婚率の増加である。1985年頃には男女とも5%未満であったものが、2022年には男性28%、女性18%にまで増加した。

未婚増の理由は、男女ともに結婚で自由（時間、お金）を失うことや新たなリスクを背負うことを避ける動き、結婚しなくても日常生活に困らないこと、結婚を促す様々な仕来りや廃れてきたことなどが挙げられよう。女性のほとんどが就業する今日、結婚・出産・育児で女性の自分のキャリアを中断しないを見極めたい。

子供を産み、育てることは苦勞であると同時に楽しみである。伴侶ある生活は人間の営みとして必要であり、人生を豊かにする。そうした意識、世の流れができること、そして、様々な周りの環境が整備されること、が肝要である。

異次元の少子化対策が既婚者の出生率を上昇させるか、未婚者の結婚を増加させるか、効果の割合となっている。

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売



テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588
TEL: 026-245-0121 (代表)



地域に拓き、貢献する

優良企業



阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号
TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

令和6年度 税制改正大綱 を読む

編集部編

消費課税②

プラットフォーム課税の導入

プラットフォーム課税の導入
アプリやゲームなどのデジタルサービス市場において、国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性を確保する観点から、国外サービス提供者の代わりにプラットフォームを提供する事業者が消費税を納めるプラットフォーム課税を導入する。対象は、国外事業者によるデジタルサービスの取引高が50億円超のプラットフォーム事業者で、国税庁長官による特定プラットフォーム事業者の指定制度や届出などが措置される。

令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用することとし、特定プラットフォーム事業者の指定制度に係る事前の指定及び届出については、所要の経過措置を講ずる。

▼国外事業者に係る事業者免税点制度の特例の適用の見直し等

国外事業者により、本来の趣旨に沿わない形で事業者免税点制度の特例や簡易

国外事業者に係る事業者免税点制度の特例の適用見直し

	見直し案
特定期間の特例	課税売上高に代わり適用可能とされている給与支払額による判定の対象から国外事業者を除外する。
新設法人の特例	外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行う。
特定新規設立法人の特例	対象となる特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接または間接に支配する法人を設立した場合のその法人を加えるほか、上記と同様の措置を講ずる。

プラットフォーム課税を導入

<<10>>

課税制度などを適用して、売手が納税せず買手が控除を行う、いわゆる「納税なき控除」による租税回避が行われているとして、これに対応するため、次の①から③の制度の複合的な見直しを実施する。

① 事業者免税点制度の特例の適用の見直し(表参照)

② 簡易課税制度の適用の見直し

恒久的施設を有しない国外事業者は、国内における課税仕入れ等が一般的には想定されず、業種毎のみなし仕入率による控除が適切とはいえないため、その課税期間の初日において所得税法または法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととする。いわゆる2割特例の適用についても同様とする。

③ 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の見直し

①のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年またはその事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を認めないこととする。

①から③の改正は、6年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

▼高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置において、高額特定資産は、「一の取引単位につきその税抜き対価の額が1000万円以上」のものとしてされているが、金地金等は、一の取引単位の金額の調整が容易であり、同措置を回避することが可能となっている。そのため、同措置の対象に、その課税期間において取得した金または白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合を加える。

6年4月1日以後に国内において事業者が行う金または白金の地金等の課税仕入れ及び保税地域から引き取られる金または白金の地金等について適用する。

企業経営者・経理担当者が知っておきたい



重要な税務・実務のポイント

■ BGU税法倶楽部 税理士 黒川 洋介

10

税務調査の流れ

令和5年11月に国税庁が公表した「令和4事務年度 法人税等の調査事績の概要」によると、法人の追徴税額は3,563億円と前年度比で1,028億円も増えています。また、国税当局は過去の申告漏れの事例を人工知能(AI)に学習させるなど、AIの活用を本格化させています。そこで今回は、税務調査の流れについて解説していきます。

1 税務調査とは

税務調査は、申告内容が正しいかどうかを帳簿などで確認し、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、是正を求めるものです。

今回は、国税局や税務署の職員が納税者の事務所等へ赴き、申告内容の確認などを目的として国税通則法に基づく質問検査権を行使して行う任意調査を前提とします。

修正申告を行った場合には不服申立ができず

任意調査でも税務調査に応じる義務あり

なお、質問検査に正当な理由なく応じない場合には罰則規定があるため、任意調査であっても税務調査に応じる義務(受忍義務)があり、留意が必要です。

2 税務調査手続きの流れ

手続きの流れは次のとおりです。

(1) 事前通知

原則として、納税者及び税務代理人の双方に対し、電話等により、調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などを事前通知します。

ただし、事前通知を行うことにより正確な事実の把握を困難にする、又は調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合には、事前通知せずに税務調査を行うことがあります。

(2) 質問検査等

調査担当者からの質問に対して正確に回答するとともに、調査担当者からの求めに応じ、帳簿書類などを提示する必要があります。

(3) 調査終了後

① 申告内容に誤りなしの場合

更正処分等をすべきと認められない旨を書面により通知します。

② 申告内容に誤りありの場合

調査結果の内容を説明し、修正申告を勧奨します。

(4) 修正申告

修正申告の勧奨に応じるかどうかは、あくまでも納税者の任意であり、応じない場合には、更正処分等を行うこととなります。なお、修正申告を行った場合には、更正の請求をすることはできませんが、不服申立てをすることができないため、留意が必要です。

3 権利救済手続

税務署長等が行った処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から3か月以内に、税務署長等に対する再調査の請求又は国税不服審判所長に対する審査請求をすることができます。

処分に不服がある納税者は、その処分の取消しを求める訴訟を提起するためには、原則として審査請求を行い、その裁決を経た後でなければならないとされています。

なお、国税不服審判所長の裁決により、処分が取り消された場合には、税務署長等がその処分の取消しに不服があっても訴訟を提起することはできませんが、納税者が不服があるときは、その裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に裁判所に訴訟を提起することができます。

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業

吉村建設工業株式会社

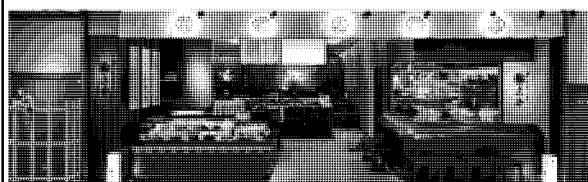
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗

【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/

◀直営店▶
大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店



土井 窯焼き立てごはん

大原本店・京都駅八条口店・祇園店



NIPPLA

各種切断砥石



日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

裁決事例集

187

裁決のポイント

請求人が共同相続人の相続税に係る連帯納付義務に基づく納付通知処分(先立ち行われた更正処分等)が無効であることを理由に納付通知処分も違法無効と主張も、審判所が更正処分等は当然に無効な処分とはいえず、納付通知処分も無効とはいえないとした。

共同相続人の一人に係る滞納相続税を徴収するため、原処分庁が審査請求人に連帯納付義務があるとして連帯納付義務の納付通知処分をした。これに対し、請求人が納付通知処分のもととなった更正処分が無効であることなどを理由に処分の取消しを求めていた事案で、国税不服審判所はもととなった更正処分を無効とすることはできないなどとして、納付通知処分を適法だと判断した(令和5年6月21日付、公表裁決)。

基礎事実

請求人の父である本件被相続人が死亡し、本件相続が開始した。本件被相続人は、〇〇(非公表)を有しており、日本国内に住所を有していなかった。

本件相続に係る共同相続人は、本件被相続人の長男、二男、三男、長女である請求人、二女、三女の合計6人だった(共同相続人6人をあわせて本件相続人らという)。長男は〇〇を有していたが、本件相続の開始日時点で日本国内に住所を有していなかった。また、長男を除く本件相続人らは、いずれも日本国籍を有しておらず、本件相続の開始日までの間、日本国内に生活の本拠がなかった制限納税義務者だった。

本件被相続人は、本件相続の開始日に

納付通知処分のもととなった更正処分は無効とはいえず、納付通知処分は適法

編集部編

日本国内のみならず、〇〇をはじめとする日本国外にも財産を有していた。本件相続人らは、本件被相続人の財産のうち、日本国内に所在する不動産等の財産の一部について遺産分割協議を成立させ、長男を除く本件相続人らで当該財産を取得した。

審査請求に至る経緯

本件相続人らは、本件相続に係る相続税(本件相続税)の申告書を法定申告期限までに共同でA税務署長に提出して申告をした。なお、本件申告は、遺産分割協議に基づいて分割した日本国内の財産についてのみ申告するものだった。その後、長男が死亡し、その子であり、かつ唯一の相続人である本件納税者は、国税通則法5条(相続による国税の納付義務の承継)1項の規定に基づき、長男に課されるべき本件相続税の納付義務を承継した。

B税務署長は、本件相続税について、令和2年6月29日付で、本件納税者に相続税の更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分(B更正処分等)というをした。B更正処分等については、請求人に対する後記の納付通知書による通知の前までに審査請求がされた。

A税務署長は、本件相続税について、長男は〇〇を有し、平成27年6月26日に日本を出国するまでは日本国内に住所を有していたから非居住無制限納税義務者に該当すると認定した上で、本件被相続人が所有していた日本国外に所在する未分割の土地および建物のうち長男の法定相続分相当額が、本件申告における課税価格の合計額に算入されていないなどとして、令和3年7月6日付で、請求人に相続税の更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分(これをあわせてA更正処分等という)をした。請求人は、A更正処分等を不服として審査請求をした。その後、原処分庁は、滞納されていた国税について、B税務署長から徴収の引継ぎを受けた。原処分庁は、滞納されていた国税を請求人から徴収するため、4年4月27日付で、請求人に請求人が負う

連帯納付義務に係る国税が本件滞納国税であることなどを記した納付通知書により通知をした(本件通知処分)。請求人は、本件通知処分を不服として4年7月27日に審査請求をした。国税不服審判所は、A更正処分等に係る審査請求について、その一部を取り消す判決(前回裁決)をした。国税不服審判所は、B更正処分等に係る審査請求についても、その一部を取り消す判決をした。

主な争点は、本件通知処分が無効なA更正処分等に基づく違法なものか否か。

審判所の判断

請求人は、共同相続人の相続税に係る連帯納付義務の本件通知処分に先立ち行われた更正処分等には、相続税法(平成29年法律第4号による改正前のもの)1条の3(相続税の納税義務者)1項3号に規定する相続税の納税義務者(制限納税義務者)である相続人を、同項2号イに規定する相続税の納税義務者(非居住無制限納税義務者)と判断して国外財産(本件財産)への課税を行った点のほか、本件財産への課税に当たり過大な評価額を算定した点において、重大かつ明白な瑕疵があり無効であるから、更正処分等に基づき行われた本件通知処分も違法無効となる旨を主張する。

しかしながら、課税処分の違法性は、徴収処分に承継されるものではなく、また、課税処分が当然に無効となる重大かつ明白な瑕疵とは、処分の要件の存在を肯定する課税庁の認定に重大かつ明白な瑕疵がある場合を指し、瑕疵が明白であるというのは、処分成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に一見して看取し得るほど明白である場合を指すと解される。本件では、相続人が非居住無制限納税義務者であるとの原処分庁の認定に誤りはなく、また、原処分庁が行った本件財産の評価額の算定に外形上、客観的に一見して看取し得るほど明白な認定の誤りがあることを認めるに足りる証拠もない。したがって、請求人の主張には理由がない。

注目の一冊

重要租税判決の実務研究

(第四版)

品川 芳宣 著

税務訴訟の判例を研究する際には、結果の勝ち負けだけでなく、判決の持つ意味を正しく解釈することが重要である。

本書は、厳選された重要租税判決187件について、実務的な見地からの確かな評釈を加えた実務家必携の書。目次には関連する税目毎の判決を掲載するとともに、脚注や判例索引も充実させ利用の便に供した。

国税通則の項目では、「相続税申告に係る株式の評価額が誤りであったことを確認した判決に基づく更正の請求の可否」などを、所得税の項目では、「実質的に債務ではない債務が免除された場合の『所得』の有無」などを、法人税の項目では、「海外子会社株式に係る含み益の増資移転と資産の無償譲渡(オーブンシャールディング事件)」などを、相続税・贈与税の項目では、「被相続人の事業を承継した相続人らの使用人時代の退職給付相当額の債務控除の可否」などを、消費税・その他の項目では、「仕入帳への仮名記載と仕入税額控除の可否」など解説している。

A5判、1432ページ。定価5610円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001)。



ご贈答に、「ビール共通券・清酒券」どの銘柄とも交換できる

全酒協のビール共通券・清酒券のお買い求め、お引き換えはこのステッカーの酒販店をはじめ全国の酒類販売店で。

\\ こんな時に「ビール共通券・清酒券」を! //

<p>贈答品</p> <p>「香典返し」「内祝い」等に</p>	<p>プレゼント</p> <p>「就職祝い」「退職祝い」等に</p>	<p>景品</p> <p>「ゴルフ大会の景品」等に</p>
--	---	--------------------------------------

全酒協発行のビール共通券・清酒券は、「有効期限」が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いいたします。【※有効期限:2031年3月31日】

◎全国酒販協同組合連合会(全酒協)



ビール2本券 ¥915(非課税)



缶ビール2本券 ¥560(非課税)



清酒特撰券 ¥2,880(非課税)



清酒上撰券 ¥2,470(非課税)

登録番号関東財務局長 第00090号/一般社団法人 日本資金決済業協会会員 第00082号
〒153-8640 東京都目黒区中目黒 2-1-27 tel.03-3714-0177 http://www.zensyukyo.or.jp

飲酒は20歳になってから。お酒はおいしく適量を。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。



年収の壁が動いた！ 企業を支援する キャリアアップ助成金

■ 特定社会保険労務士 笹野 純子

10

年収の壁・支援強化パッケージの施策で、「130万の壁」対応策としての特例措置である「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」について説明します。

配偶者（被保険者）の扶養に入っていた短時間労働者等が、年収130万円を超えると配偶者の扶養から外れ、国民年金・国民健康保険に加入することとなり、保険料の負担が発生します。その結果、手取り額が減少してしまうため、130万円を超えないように働く時間を調整することで人手不足が生じることから、その対応が急がれていました。

今回の措置は、人手不足による労働時間延長等に伴う「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」を提出することにより、引き続き配偶者の扶養となることが可能となります。

なお、130万円を超えてしまったからといって、直ちに被扶養者認定を取消されるわけではありません。

「130万円の壁」対応措置で引き続き配偶者の扶養が可能

「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」を提出

厚生労働省保険局保険課が、令和3年2月に通知した「被扶養者の収入の確認における留意点について（再周知）」によると、「今後1年間の収入を見込む際には、例えば、認定時には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3か月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること」とあります。ただ、その認定には曖昧な部分もあり、扶養者認定に時間がかかっていました。

そこで、今回、収入確認にあたって、通常提出が求められる書類と併せて「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」を提出することで、保険者による円滑な被扶養者認定を図る仕組みとなりました。

今回の措置は、措置の詳細が示された令和5年10月20日以降の被扶養者認定及び被扶養者の収入確認において適用し、発出日前の扶養認定及び被扶養者に係る確認については遡及しない取扱いとしています。

対象者は、配偶者（国民年金第3号被保険者）だけでなく、社会保険の被扶養者、新たに被扶養者としての認定を受けようとしている人が対象となります。なお、雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかである場合は、今回の措置の対象外となります。

「これも王先生の専門分野である。よどみなく、王先生は解説を続けた。「昔も今も、税は社会の会費。公平・中立・簡素であることが望ましい。そして、何が公平か、中立か、簡素か、長い間、試行錯誤が続けられました。その結果が今の税制であり、課税方法です。今は、担税力のある納税者に適切に負担してもらい、税逃れもない。納税者にとっても、税務当局にとっても事務負担が最小、つまり、コンプライアンスコストが小さいことが実現できたと思います。法もモラルなどを考

えるまでもなく、まして租税回避行為など行う余地のない税制、税務行政を目指すことになったのです。もはや昔のような税務調査は不要ですし、そのための税務機関はなくなりました」「税務調査も、税務署もなくなったか？」「和田は、驚きのあまり声を上げた。和田の驚きを静めるように、王先生は説明を続ける。「今は、個人の情報の管理が進み、人々の所在の管理も、所得、資産、消費もすべて確実に把握され、管理することができるようになっています。そして、何に対してどのように負担を求めているかが公平であり、十分な財源になるかを、AIが自動的に計算してくれる。ですから、各個人には、均等に税の負担を求めることもあり、資産の保有状況に応じて負担を求めることも、消費の際に同時に各個人の資産から連動して課税負担分が控除される方法も行われています。所得については、個人や法人の資産の増減が確実に管理できるようにされており、年の終わりの時点での資産の増減がそのままその年

未来のあなたへ

◆ 伏見 俊行 58

3100年後の税の姿
しばらく世界の変わりようを聞いた後、和田は、自分にとって身近な話題を王先生に尋ねた。

「2100年の税はどうなりましたか？」

「その通り、所得額に連動しますから、その増加額に対して所得課税を行うことになりました。すべてデジタル管理。負担の公平もAIを駆使して調整されています。各人に割り振られた個人金融口座と国が結びつくことで、納税は人々の手を煩わすこともなく完了することになります」

「怪訝な表情で首をかしげる和田に、王先生が更に笑顔を浮かべて、話を続けた。



イラスト・渡辺正義

「そうですね。物納や労役での納税という、時代遅れに思うでしょう。その考えは少々時代遅れ。そもそも、金銭納付になったのは、納税の簡素化で効率化するためであり、納付の基準を統一し、公平な負担を実現するため。今は、物の価値も、労働の価値も、AIが適切に公平に容易に評価できるため、人々が作物や製品で物納することも、労働により納税することも、すべて即座に評価され、納税口座のポイントに反映されます。社会貢献の行為も、税の一種として評価されています。お金だけで税を負担するという時代は、昔のことです」

TAX ナンバー プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。ABCのマスに数字を埋めてください。並べると2021年度税務職員採用試験による採用者数になります。

答え = 人

予想難易度：8

				6	5	4	1		
7			1		C		9		
				9			2		
4	1			A		2	6	7	
	6						8		
8	3	9			B			1	5
	9			7					
	7				5				9
1	5	4	8						

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 3月18日(月)

前回の答え 人

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913

松山 道後



水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

琉球泡盛でバスツアー

沖縄事務所 外国語指導助手が体験

沖縄国税事務所(松沢玲子所長)は2月10日、県内の外国語指導助手(ALT)7人を招いて琉球泡盛の体験バスツアーを開催した写真。



琉球泡盛の魅力を知ってもらい、将来、本国へ帰国後に琉球泡盛のリピーターとして、琉球泡盛の消費拡大に

クラフトビールの会開く

愛知県・三重県 田中鑑定官の講演も

愛知県と三重県内のクラフトビール業者29社はこのほど、愛知県清須市のキリンビール名古屋工場で「愛知・三重合同クラフトビールの会」を開催した写真。

クラフトビールは近年、人気の高まりから新規参入が増加している一方、小規模な事業者が多いため、味や香りの安定化などに課題を抱えている。こうした課題を解決するため、日本のクラフトビール界を牽引するスプリングバレーブルワリー株式会社ヘッドブリューワーの辻峻太郎氏と名古屋国税局の田中淳鑑定官を講師に招き、クラフトビール市場を拡大するための取組みや香りに関する品質向上のためのセミナーを実施。

また、参加したブルワリーが自慢のビールを持ち寄り、テイステイングを行いながら、ビールの製造方法などの課題について意見を交換した。



当日は、同間税会の西上至副会長が紙芝居を上演。恐竜にまたがった鬼に扮して、登場する全キャラクターを七色の声で読み聞かせた。その熱演ぶりに引き込まれた園児たちは、税で支えられた喜びを安全な町に感謝の気持ちで芽生えたようだった。

んだほか、甕貯蔵、樽や樽貯蔵へのこだわり、貯蔵年数による酒質の違いなどの質問が、蔵方法による風味の違いを楽しんだ。また、泡盛ベースのウイスキーや沖縄由来のポタニカルを活用したクラフトビールも試飲した。

参加者からは、おすすめの飲み方、甕貯蔵や樽貯蔵へのこだわり、貯蔵年数による酒質の違いなどの質問が、蔵方法による風味の違いを楽しんだ。また、泡盛の魅力を知ってもらった。

「泡盛の魅力を初めて知った」「泡盛の飲用の多様性を丁寧に説明していただくことで、より海外へ広がっていくのではないかと」という声も出ていた。

「あきくんともみじちゃんにくらしとせいきん」を贈呈した。

当日は、同間税会の西上至副会長が紙芝居を上演。恐竜にまたがった鬼に扮して、登場する全キャラクターを七色の声で読み聞かせた。その熱演ぶりに引き込まれた園児たちは、税で支えられた喜びを安全な町に感謝の気持ちで芽生えたようだった。

スマホ申告などをPR

福岡署 精華女子高吹奏楽部が協力

福岡国税署(藤岡龍二署長)は2月7日、福岡市中央区の新天町商店街で精華女子高吹奏楽部の協力のもと、確定申告のPRイベントを開催した。九州北部税理士会福岡支部や公益社団法人福岡中部法人会、福岡納税

貯蓄組合連合会、福岡間税会との共催で実施したもの。同校吹奏楽部は、マーンチングや吹奏楽の全大会で金賞を数多く受賞している名門校。当日は、買い物客らで賑う商店街を主催団体の関係者が横断幕を掲げ、同部マーチングバンドとパレードを行った写真。

その後、部員らは藤岡署長から「スマホ申告

確定申告をPR

高松署

高松税務署(西内勝

高松署

高松署



確定申告は「パソコン・スマホで自宅から」

確定申告をPR

高松署

高松署

高松署

高松署

高松署

地元の保育所に紙芝居を贈呈

広島・庄原間税会(三宅弘人会長)は2月9日、幼い頃から税の役割や大切さを伝え、税に関心を深めてもらおうと、庄原市の同市立東城保育所(小

田秀美所長)に消費税を題材にした紙芝居

「あきくんともみじちゃんにくらしとせいきん」を贈呈した。

体験終了後、中村さんは「確定申告というと複雑で難しいイメージがあったが、スマホを使うと意外と簡単にでき、イメージが変わった。ぜひ使っていたきたい」とコメントし、スマホでの確定申告を呼び掛けた。

中村さんは、スマホのカメラで源泉徴収票を撮影するとデータが自動入力される機能を使って確定申告書の作成を体験した写真。

「税務行政の現状と課題」と題して講演した写真。

納税功労者表彰式を開催

東法連

東法連

東法連

東法連

「作り手の心」
「飲む楽しさ 食べる喜び」
その真ん中に。

「創る、届ける、味わう」。
そのすべてをサポートします。

酒類・食品総合卸
コンタツ株式会社
東京都中央区八重洲1-1-8 TEL03(3281)1321
https://www.kontatsu.co.jp

江戸時代の人形専門家 **人形の久月**

本店: 東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1~3階 TEL. 03(3861)5511
支店: 大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/筑前/静岡/小倉/越中島流通センター

創るよろこびを **久月人形学院** 本社ビル6階 生徒募集中 TEL. 03(5687)5180